個人別明細書記入例

6 給与支払報告書（個人別明細書）

※ ※種別 ※整理番号 ※

※区分 (受給者番号)

支払を受ける者 住所 ② 沼津市御幸町20－2

(個人番号) ① 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

(役職名)

氏名 (フリガナ) ヌマヅ タロウ
沼津 太郎

③ 種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	6 847 500 円	5 062 750 円	4 669 846 円	0 円

(源泉)控除対象配偶者 ④ の有無等		⑤ 配偶者(特別) 控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。） 特定	⑥ 老人	その他	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。） ⑥ 特別	その他	非居住者である親族の数
有 ○	従有	380 000 円	1 人	1 人	1 人	4 人	5 人	1 人	

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
909 846 円	120 000 円	50 000 円	19 600 円

(摘要)

⑦ (1)沼津五郎
(2)沼津六郎(非居住者)
(3)沼津幸子(年少)

前職分 株式会社□□□□□
支払総額 1，200，000円
社会保険料 132，000円
源泉徴収額 15，000円

⑧➡

生命保険料の金額の内訳								
新生命保険料の金額	180,000 円	旧生命保険料の金額	100,000 円	介護医療保険料の金額	90,000 円	新個人年金保険料の金額	360,000 円	旧個人年金保険料の金額	180,000 円

⑨➡

住宅借入金等特別控除の額の内訳								
住宅借入金等特別控除適用数	2	居住開始年月日(1回目)	23年 1月 10日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住	住宅借入金等年末残高(1回目)	11,500,000 円
住宅借入金等特別控除可能額	205,000 円	居住開始年月日(2回目)	26年 8月 2日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	増(特)	住宅借入金等年末残高(2回目)	9,000,000 円

配偶者の合計所得 円 国民年金保険料等の金額 円 旧長期損害保険料の金額 円 基礎控除の額 円 所得金額調整控除額 円

(フリガナ)	ヌマヅ ハナコ	区分	
氏名	沼津 花子		
個人番号	2 1 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		

⑩➡

控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族				5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
1	(フリガナ)	ヌマヅ イチロウ	区分	1	(フリガナ)	ヌマヅ ハルコ	区分	注1 (1) 987654321098 注2 (2) 567890123456 (3) 789012345678
	氏名	沼津 一郎			氏名	沼津 春子		
	個人番号	3 2 1 4 5 6 7 8 9 0 1 2			個人番号	7 2 3 4 5 6 1 8 9 0 1 2		
2	(フリガナ)	ヌマヅ ジロウ	区分	2	(フリガナ)	ヌマヅ ナツコ	区分	
	氏名	沼津 二郎			氏名	沼津 夏子		
	個人番号	4 2 3 1 5 6 7 8 9 0 1 2			個人番号	8 2 3 4 5 6 7 1 9 0 1 2		
3	(フリガナ)	ヌマヅ サブロウ	区分	3	(フリガナ)	ヌマヅ アキコ	区分	
	氏名	沼津 三郎			氏名	沼津 秋子		
	個人番号	5 2 3 4 1 6 7 8 9 0 1 2			個人番号	9 2 3 4 5 6 7 8 1 0 1 2		
4	(フリガナ)	ヌマヅ シロウ	区分	4	(フリガナ)	ヌマヅ フユコ	区分	
	氏名	沼津 四郎			氏名	沼津 冬子		
	個人番号	6 2 3 4 5 1 7 8 9 0 1 2			個人番号	0 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 2		

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	その他	⑬ 寡婦	ひとり親	勤労学生	⑪ 中途就・退職 就職	退職	年	月	日	⑫ 受給者生年月日 元号	年	月	日
										○		5	8	1	昭和	62	4	13

支払者
個人番号又は法人番号 6 2 7 4 5 1 3 8 9 0 1 2 2 (右詰で記載してください。)
住所(居所)又は所在地 沼津市御幸町16－1
氏名又は名称 沼津市役所 (電話) 055-931-2500

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

（市区町村提出用）

【支払を受けた本人/扶養親族/支払者】の個人番号(法人番号)の記入が必要となります。※正確に記入してください。

【 記載要領及び記載に当たっての留意点 】

下記項目以外の詳細については、左見本及び国税庁が発行する「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。不明な場合は、提出先自治体もしくは管轄税務署へお問い合わせください。

記載欄名	記載すべき事項
①個人番号	**支払を受けた本人の個人番号を記入してください。**
②住所	**令和6年1月1日現在の住所を本人に確認のうえ、正確に記入してください。** ※居所の場合には住民登録の住所を(　)書きで2段書きしてください。
③種別	専従者給与を支払ったときは**「専従者給与」**と記入してください。
④(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者は「○」を記入してください。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の場合は、記入は不要です。
⑤配偶者(特別)控除の額	配偶者控除又は配偶者特別控除の額を記入してください。
⑥同居老親・同居特別障害	老人扶養/特別障害者扶養で同居の場合は左側「内」の欄に内人数を記入してください。
⑦摘要	**特別徴収ができない方は、「個人住民税の普通徴収への切替理由書」の切替理由を確認し、摘要欄に該当する略号を記入してください。** **⇒詳細は2ページ右面を参照ください。** **1.**控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には扶養親族の氏名を記入してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、注1「5人目以降の控除対象(又は16歳未満の)扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。 **2.**納税者の令和5年中の合計所得が1,000万円以上で、同一生計配偶者が障害者の場合には「氏名(同配)」と記入してください。 **3.**前職分給与を合算して年末調整した場合は、必ずその支払者/支払総額/社会保険料/源泉徴収税額を記入してください。 **※記載がない場合は、年末調整者の支払分のみの報告として取り扱います。**
⑧生命保険料控除	該当する保険料の各支払金額を漏れなく記入してください。
⑨住宅借入金等特別控除	**1.**適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。 ●住･･･一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む) ●認･･･認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 ●増･･･特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 ●震･･･震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合 **2.**上記区分が「特別特定取得」に該当する場合には、区分の後ろに**「(特特)」**と、「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には**「(特)」**と併記してください。 **3.住民税の住宅借入金等特別税額控除に必要ですので、居住開始年月日を和暦で記入してください。(記載がない場合は控除できないことがあります。)** **※上記区分のうち「増」は所得税控除のみ適用され、住民税控除の適用はありません。**
⑩(源泉・特別)控除対象配偶者、控除対象扶養親族等	**扶養親族がいる場合は、⑥同居老親と同様に「控除扶養親族の数」の欄にそれぞれの人数を記入してください。(人数の記載がない場合、控除されないことがあります)** **1.**「配偶者の合計所得」欄は支払金額ではなく、**「所得金額」**を記入してください。 **2.**16歳未満の扶養親族がいる場合は、「16歳未満の扶養親族」欄に、それ以外の扶養親族の場合は「控除対象扶養親族」欄に名前・個人番号を記入してください。 **3.**非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記入してください。 **4.**所得金額調整控除の適用がある場合には、「所得金額調整控除額」を記入してください。 (※年末調整を行わない場合は、記入は不要です。)
⑪中途就・退職	中途就・退職があった場合は、該当欄に「○」、年/月/日を記入してください。 ※記入がない場合、退職者でも在職者として扱われる場合があります。
⑫生年月日	個人を特定するために重要な事項です。正確に記入してください。また元号は漢字で記載して下さい。
⑬寡婦・ひとり親	「寡婦」又は「ひとり親」に該当することとなった場合に、「○」を付してください。
⑬寡婦・ひとり親	「寡婦」又は「ひとり親」に該当することとなった場合に、「○」を付してください。

個人別明細書作成上の注意

●3枚複写の内、市区町村提出用と記載された用紙を提出してください。

●左上部に ⑥ と記載された様式で提出してください。

●「氏名」のフリガナと、「受給者生年月日」、「住所」は、正確に記入してください。個人を特定するために必要な事項です。

改正点について

●国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
※令和5年1月以後に支払うべき給与から適用

税制改正により、令和6年度(令和5年分)以降、国外居住親族に係る扶養控除の適用について、控除の対象となる扶養親族(控除対象親族)の要件が厳格化され、留学生や障がい者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の日本国外の居住者は所得税・住民税の控除対象から除外することとなりました。

詳しい要件や年末調整時の手続きなどの詳細は、下記をご覧ください

【国税庁ホームページ】
「令和5年1月以後に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」「令和5年1月からの国外居住親族に係る扶養控除等Q&A」

なお、国外扶養親族に係る扶養控除に該当した場合の年末調整においては親族関係書類や送金関係書類等の証明書類が必要ですが、年末調整時に用いた送金関係書類やその他確認書類は、沼津市には提出不要です。

<控除の対象となる扶養親族>

Ⅰ	16歳以上30歳未満の者		
Ⅱ	70歳以上の者		
Ⅲ	30歳以上70歳未満の者のうち、右記①～③のいずれかに該当する者	①	留学により国内に住所・居所を有しなくなった者
		②	障がい者
		③	居住者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

普通徴収切替理由書について

● **普通徴収への切替は、切替理由書記載の理由(普A～普F)以外では認められません。**下記一覧表をご参照ください。

● 総括表の普通徴収の人数と切替理由書の合計人数が一致することを確認してください。

● 個人別明細書の摘要欄に切替理由（普A～普F）の記入があることを確認してください。

※切替理由書と摘要欄との整合性がとれない場合、特別徴収とする場合があります。
※eLTAXで給与支払報告書を提出する場合は、切替理由書の提出に代えて個人別明細書の摘要欄に切替理由書の理由(普A～普F)を記入してください。また、普通徴収のチェックを忘れないようお願いします。
※特別徴収指定通知・税額決定通知書が送付された後、切替理由(普A～普F)に該当することになった場合は、異動届により普通徴収に切り替えることができます。

<切替理由一覧表>※切替理由書より抜粋

略号	切替理由（下記６項目以外の理由は不可）
普Ａ	総受給者数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が２名以下
普Ｂ	他の事業所で特別徴収または普通徴収として扱う乙欄該当者
普Ｃ	給与が少なく税額が引ききれない・給与支払金額965,000円以下
普Ｄ	給与支払期間が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)
普Ｅ	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)
普Ｆ	退職者・退職予定者(５月末日まで)
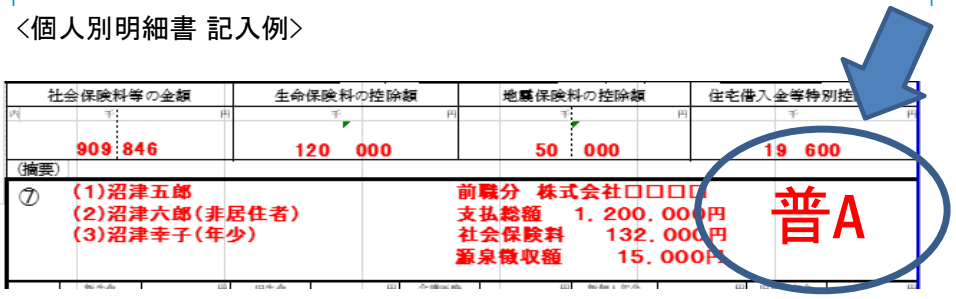
<個人別明細書 記入例>